



答 申 書

浜松市国民健康保険運営協議会

我が国の国民健康保険は、制度創設以来、国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきた。

しかしながら、近年においては、被保険者に占める高齢者割合の上昇や医療の高度化に伴って、一人当たりの医療費の増加が続く一方、被用者保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行などにより、被保険者数の減少が顕著となった。そのため、保険財政の安定化や平準化の観点から、国の主導により財政の都道府県単位化が実施され、国保財政の安定化が図られたところである。

こうした国保制度を取り巻く状況を踏まえた上で、浜松市国民健康保険運営協議会は、令和5年11月28日の諮問に対し、浜松市国民健康保険事業の健全な財政運営について、次のとおり答申する。

## 1 令和6年度国民健康保険料率等について

### (1) 保険料率について

浜松市の国民健康保険事業においては、令和4年度にそれまでの収支黒字を活用して料率の引下げを行い、被保険者の負担軽減の観点から、令和5年度も同率で据え置いているところである。

一方、全国の状況と同じく、被保険者数の減に伴って保険料収入が減少する中においても一人当たり医療費は伸びる傾向にあり、健全な運営を続けるためには一定の収入を確保しなくてはならない。

令和6年度においては、現行の保険料率による保険料収入のほか、一般会計からの繰入金及び前年度繰越金等により、県への事業費納付金等の財源を確保し、かつ安定した財政運営を維持できる見込みと判断できることから、保険料率は据え置きとされたい。

なお、被保険者の高齢化、医薬品供給の動静、一人当たりの医療費の上昇など、先行きの見通しが困難な状況は変わらないことから、引き続き、これらの動向を注視し、今後も安定した財政運営が図られるよう努められたい。

### (2) 賦課限度額及び法定軽減について

令和6年度国民健康保険料の世帯当たり賦課限度額及び法定軽減対象の所得基準額は、国民健康保険法施行令の規定と同様とすることが適当である。

### (3) 国民健康保険事業基金について

国民健康保険事業基金の令和5年度末見込残高は21.8億円であるが、今後、被保険者の高齢化の進展や医療費の増大により、県への事業費納付金の大幅な増が見込まれる場合は、基金を有効に活用し、保険料負担の緩和に努められたい。

また、災害等の予期せぬ要因により保険料収入が見込みを大幅に下回るなど、安定的な財政運営に支障が生じた場合にも、基金を活用されたい。

## 2 その他国民健康保険事業の健全な財政運営に関する事項について

### (1) 保険料収納率向上対策

国民健康保険事業の安定運営に欠かせない収入確保の点において、また被保険者間の公平性の観点からしても、保険料の収納率向上は重点施策の一つである。

これまでも、納付手段の多様化、デジタル手法の導入など被保険者が納付しやすい環境の充実に図り、保険料収入の確保に努めてきたところではあるが、引き続き、保険制度の周知や資格の適正化に加え、口座振替勧奨や初期滞納者への早期対応などの取り組みを通じて、保険料収納率の向上及び累積滞納額の削減に努められたい。

あわせて、徴収事務の遂行に当たっては、被保険者の支払能力や生活状況に応じ、減免制度の案内を含めた適切な納付相談を行うなど、被保険者に十分配慮されたい。

### (2) 医療費適正化対策

高齢者加入率が高い国民健康保険は、高齢化に伴う医療費の増加が被用者保険より顕著であることから、長期的展望のもと、医療費の適正化を図っていかなければならない。

については、効果的かつ効率的な保健事業に取り組み、被保険者の健康増進と重症化予防に努められたい。なかでも、特定健康診査については、積極的な受診勧奨により全体の受診率の底上げを図るとともに、若年層の受診率向上にも注力されたい。

また、特定保健指導についても、実施率の向上を図り、生活習慣の改善につながるような事業実施に励まれたい。

なお、これらの取り組みの推進は、保険者のみの努力で成し遂げられるものではなく、被保険者、医療機関等が課題を共有し、医療費適正化に対する意識高揚が必要となることから、関係機関と連携を図り、被保険者への医療費適正化に対する理解の促進に努められたい。